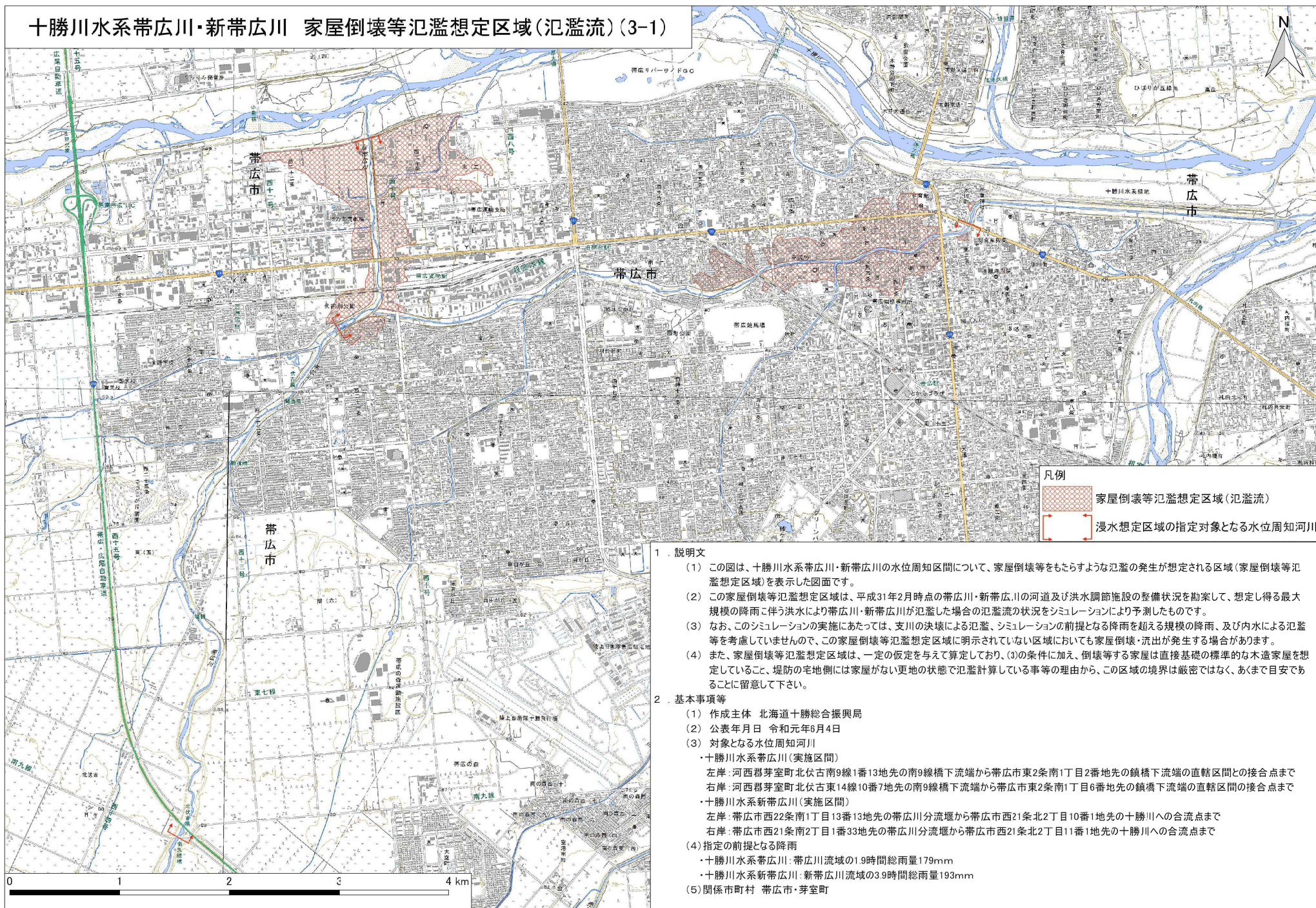


# 十勝川水系帯広川・新帯広川 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) (3-1)



## 1. 説明文

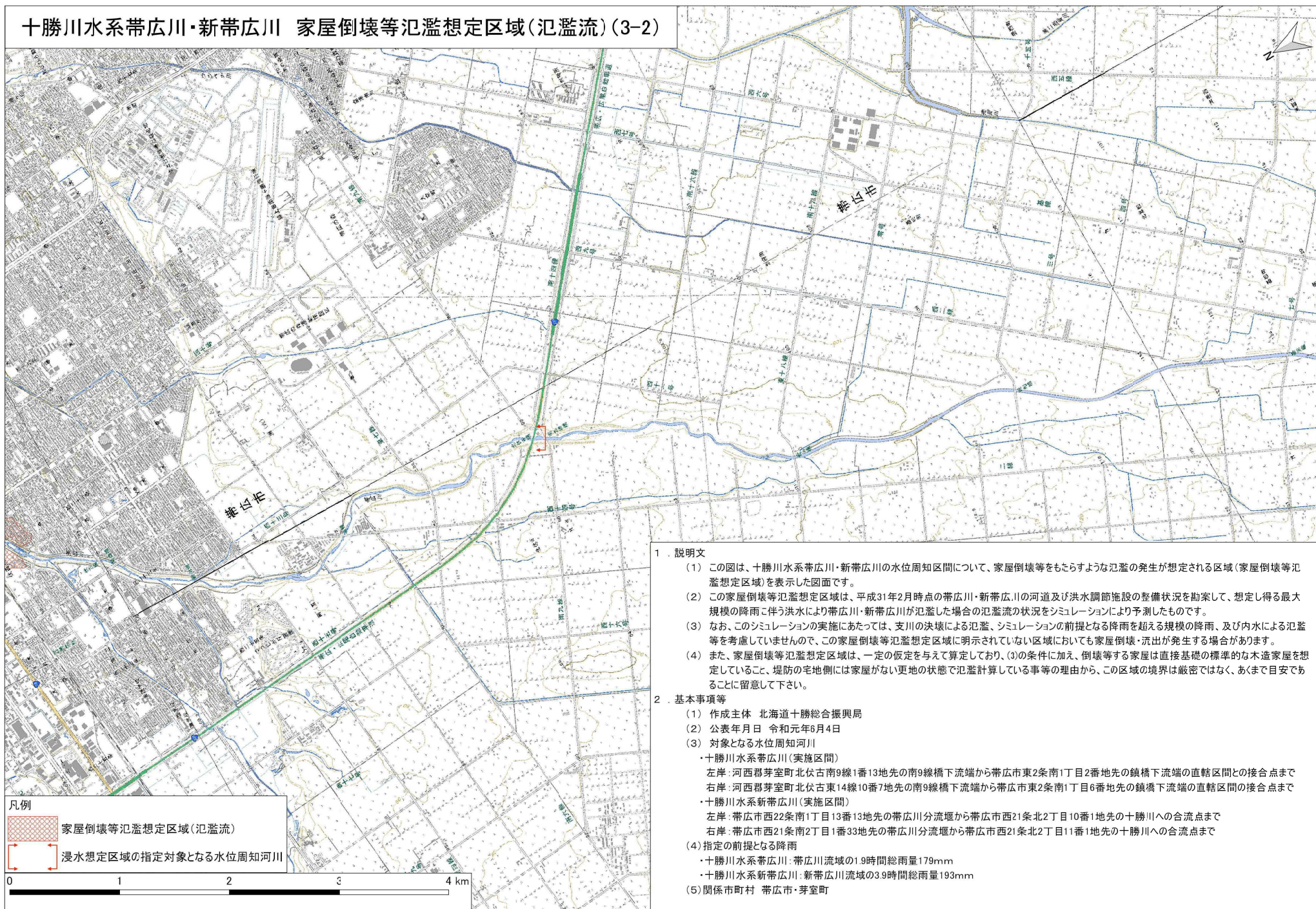
- (1) この図は、十勝川水系帯広川・新帯広川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、平成31年2月時点の帯広川・新帯広川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により帯広川・新帯広川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出が発生する場合があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算している事等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。

## 2. 基本事項等

- (1) 作成主体 北海道十勝総合振興局
- (2) 公表年月日 令和元年6月4日
- (3) 対象となる水位周知河川
  - ・十勝川水系帯広川(実施区間)
    - 左岸：河西郡芽室町北伏古南9線1番13地先の南9線橋下流端から帯広市東2条南1丁目2番地先の鎮橋下流端の直轄区間との接合点まで
    - 右岸：河西郡芽室町北伏古東14線10番7地先の南9線橋下流端から帯広市東2条南1丁目6番地先の鎮橋下流端の直轄区間の接合点まで
  - ・十勝川水系新帯広川(実施区間)
    - 左岸：帯広市西22条南1丁目13番13地先の帯広川分流堰から帯広市西21条北2丁目10番1地先の十勝川への合流点まで
    - 右岸：帯広市西21条南2丁目1番33地先の帯広川分流堰から帯広市西21条北2丁目11番1地先の十勝川への合流点まで
- (4) 指定の前提となる降雨
  - ・十勝川水系帯広川：帯広川流域の1.9時間総雨量179mm
  - ・十勝川水系新帯広川：新帯広川流域の3.9時間総雨量193mm
- (5) 関係市町村 帯広市・芽室町

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第12C9号)」

# 十勝川水系帯広川・新帯広川 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) (3-2)



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第12C9号)」

# 十勝川水系帯広川・新帯広川 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) (3-3)



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第12C9号)」